

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ大崎市古川店
大崎市古川若葉町一丁目11番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 市町村の意見の概要
 - （1）近隣に小・中学校があり指定通学路に接しているため、安全対策に万全を期していただきたい。
 - （2）大崎市環境基本条例第5条に基づき、事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めること。
 - （3）環境基準の遵守と公害等の発生防止に努め、周辺地域の住民の生活環境が損なわれないよう十分に配慮すること。特に造成工事の際は、建設機械の稼働や運搬車両の走行による騒音・振動の軽減に努めること。
 - （4）大崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条に基づき、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制と再利用等による減量に努め、廃棄物は自らの責任において、適正に処理すること。また、市の廃棄物に関する施策に協力すること。
 - （5）工事着工時期が令和3年11月1日以降の場合は、大崎市景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出が必要となるため、留意すること。
- 4 地域住民等の意見の概要
古川商工会議所の意見
 - （1）朝夕の混雑する時間帯には、隣接道路の通行人が安心・安全に通行できるよう、駐車に関する事項について、十分に配慮していただきたい。
 - （2）国道4号からの出入口について、間口が狭く安全性に疑問が残るため、間口を広くできない場合は、閉鎖の対策を講じてほしい。また、市道宮袋線及び市道古川小泉線は道路幅が狭く、信号機と出入口の距離が近いこと、出入口の位

置を店舗側に近い位置に変更するなど，渋滞に配慮してほしい。

- (3) 駐車が混雑した場合には，誘導員を配置するなどの対応をしていただきたい。
- (4) 同店の営業時間の届出は24時間なので，駐車場の管理についても徹底した対応をしていただきたい。防犯の抑止力として，駐車場内にも防犯カメラを設置するなどの配慮をお願いしたい。
- (5) 一体的な街づくりを進める観点から，商工会議所等が実施する事業にも積極的な参画と地域経済の発展に寄与していただきたい。
- (6) 地域社会への貢献と併せて地域商慣習にならった経営に努め，紛争が起きないようにしていただきたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

令和4年3月18日から令和4年4月18日まで（ただし，閉庁日を除く。）